様式（第４条関係）

平成　 年　 月 　日

神戸流通活性化推進事業　ロゴマーク使用届

神戸流通活性化推進事業実行委員会　あて

神戸流通活性化推進事業ロゴマークについて，神戸流通活性化推進事業ロゴマーク使用に関する要綱を承諾したうえで次のとおり使用します。

|  |  |
| --- | --- |
| 使用者氏名または団体名 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印 |
| 団体の場合 | 代表者名 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印 |
| 担当者名 | （部署名）　　　　　　（担当者名） |
| 住所・所在地 | 〒 |
| 電話番号 |  |
| ＦＡＸ番号 |  |
| メールアドレス |  |
| 使用目的 |  |
| 使用期間 | 平成 　年 　月 　日から平成 　年 　月 　日まで |
| 備考 |  |

提出先：神戸流通活性化推進事業実行委員会　事務局（神戸市小売市場連合会内）

郵送の場合：〒650-0044 神戸市中央区東川崎町１丁目８－４

神戸市産業振興センター５階　神戸市小売市場連合会内

ＦＡＸの場合：078-341-9667

E-mail の場合：info@ichiba-kobe.gr.jp

※E-mail の場合は，押印しスキャンしたものをpdf ファイルでお送りください。

　**複数ある場合は別紙にまとめていただいて、一括申請していただいても結構です。**

神戸流通活性化推進事業ロゴマーク使用に関する要綱

（目的）

1. この要綱は神戸流通活性化推進事業ロゴマーク（以下，「ロゴマーク」という。）を使用する場合について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

1. この要綱において，ロゴマークとは，神戸流通活性化推進事業を広くPRするために，神戸流通活性化推進事業実行委員会（以下，「実行委員会」という。）が作成したロゴマークをいう。

（権利の帰属）

第３条 ロゴマークの一切の権利は，実行委員会に帰属する。

（使用届の提出）

第４条 ロゴマークを使用する者（以下，「使用者」という。）は，本要綱の内容を承諾したうえで，すみやかに様式に定める神戸流通活性化推進事業ロゴマーク使用届（以下，「使用届」という。）を実行委員会に提出しなければならない。ただし，次の場合には使用届の提出を省略することができる。

(1) 国，地方公共団体又はこれらに準ずる団体が使用するとき

(2) 報道機関が報道のために使用するとき

(3) 個人が営利を目的とせず個人の発信するブログ，ＳＮＳ等において使用するとき

(4) その他実行委員会が認めるとき

（成果物の提出）

第５条 使用者は，ロゴマークを使用した成果物について１部を実行委員会に提出するものとする。

２ 前項の成果物は，写真の提出により替えることができる。

（使用の禁止）

第６条 使用者は，使用目的が次の各号のいずれかに該当する場合は，ロゴマークを使用することができない。

(1) 実行委員会及びその構成団体の信用および品位を害すると認められるもの

(2) 法令及び公序良俗に反すると認められるもの

(3) 政治，宗教，思想等の目的のために使用するもの

(4) 自己の商標とする等，独占的に使用し，又は使用するおそれがあると認められるもの

(5) 商品に使用する場合に，当該商品の品質，性能等が公的機関の認定等が必要な場合に当該認定が得られていないもの

(6) その他実行委員会が使用を不適切と認めるもの

２ 　実行委員会は，使用届の内容および使用実態について適当でないと認めるときは，使用者に対しその使用の中止や成果物の回収を求め，使用者は異議なくこれに従うものとする。

（遵守事項）

第７条 使用者は，次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

(1) 使用届に記載した目的にのみ使用すること。第４条ただし書きにより届出を免除される場合には当該各号以外の目的に使用しないこと

(2) 使用者以外の第三者にロゴマークを使用させないこと

(3) 色調（モノクロは可），縦横比，形状を変化させないこと

(4) 商標権，意匠権等の知的財産権を取得しないこと

（使用料）

第８条 使用料は，無料とする。

（使用実績の公表）

第９条 使用者は，実行委員会がロゴマークの使用実績について使用者名，使用目的等を公表する場合は、これを了承するものとする。

（損害の補償）

第10 条 実行委員会は，使用者がロゴマークの使用にあたって損失等が発生した場合の補償等については一切の責を負わない。

附則

この要綱は，平成28 年12月26 日から施行する。